

R8臨時報酬改定

○ 令和8年度臨時報酬改定について

本来3年に1度の見直し（直近R6。次回R9予定）であるところ、以下についてR8から改定

- （1）就労移行支援体制加算の見直し
- （2）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
- （3）応急的な報酬単価の特例（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）

次スライドから概要を説明

詳細は厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html）

R8臨時報酬改定

(1) 就労移行支援体制加算の見直し

●対象サービス

→生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型

●算定要件の変更

・一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

・同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可とする。

●改正日

令和8年4月施行

R8臨時報酬改定

(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

●算定要件の変更

- ・基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。

- ・下記の配慮措置を講じる。

①令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。

②今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。

③令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

●改正日

令和8年6月施行

R8臨時報酬改定

(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

●見直し例

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

<改定後>

○定員20人以下の場合

| | |
|------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 837単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 | 805単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 758単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 738単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 726単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 703単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 673単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 590単位 |



| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 837単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 812単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 805単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 781単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 758単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 738単位 |
| (D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合 | 726単位 |
| (E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 | 705単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 | 703単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 682単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 673単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 590単位 |

○定員21人以上40人以下の場合

| | |
|------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 746単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 | 717単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 676単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 660単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 624単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 526単位 |



| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 746単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 724単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 717単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 696単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 676単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 660単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 641単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 624単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 606単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 526単位 |

R8臨時報酬改定

(3) 応急的な報酬単価の特例

●対象サービス

→就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

●対象事業所

→令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

●単位数

就労継続支援B型：所定単位数の1000分の984に相当する単位数

共同生活援助：所定単位数の1000分の972に相当する単位数

児童発達支援：所定単位数の1000分の988に相当する単位数

放課後等デイサービス：所定単位数の1000分の982に相当する単位数

●配慮措置

受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域（＝特別地域加算対象地域）については、従前の報酬単価を適用

R8臨時報酬改定

(3) 応急的な報酬単価の特例

●配慮措置対象（重度障害児者） 以下の加算を取っている場合は措置対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ)

【重度障害者支援加算(Ⅰ)】(共同生活援助のみ)

○ 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算(Ⅱ)】(共同生活援助のみ)

○ 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】(共同生活援助のみ)

○ 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算(Ⅳ)】

○ 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)】

○ 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)】

○ 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

○ 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

R8臨時報酬改定

(3) 応急的な報酬単価の特例

●配慮措置対象（重度障害児者） 以下の加算を取っている場合は措置対象

(基本報酬)

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

新規指定手続きの見直し(就労A・B、GH)

○ 新規指定手続きの見直しについて

- ・今年度、厚生労働省から就労継続支援および共同生活援助についてのガイドラインが発出されている。

(就労) : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

(GH) : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

- ・ガイドラインでは、新規指定時における指定権者による審査の強化が求められていることから、本県でも新規指定の手続きを見直す。

新規指定手続きの見直し(就労A・B、GH)

●施行時期：指定日が令和8年10月1日以降となる申請から適用

●対象サービス：就労継続支援A型・B型、共同生活援助

●見直し内容

(1) 指定申請日から1か月前の間に、県と申請者で事前協議を1回以上実施。申請者は事前協議書のほか、事業計画書、収支予算書、生産活動シート(就労のみ)等を提出し、事業開始の理由やニーズ等を説明する。

(2) 申請から指定までの間に、現地審査を実施

新規指定手続きの見直し(就労A・B、GH)

●見直し後の手続きの流れ ※下線部が新規追加部分

①事前協議の予約（申請日の1か月前まで）



②事前協議（申請までに1回以上実施）



③申 請（指定希望日の前々月末まで）



④現地確認（指定までに1回以上実施） → ⑤指 定